

学校いじめ防止基本方針

豊中市立東豊台小学校

令和8年(2026年)5月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ともに学びあう、心豊かな子どもの育成」を教育目標とし、一人ひとりが互いの個性を尊重し合い、豊かな人間性と主体的に問題を解決する意欲と実践力をもった子どもの育成をめざしている。人権教育の推進は、すべての教育活動の基盤であり、児童個々の自尊感情を高めることと、集団づくりにおいて、児童の互いがそれぞれの個性を尊重し、認めあえる関係をつくることこそが、すこやかな人間関係を構築すると考え、日々の教育活動に重点的に取り組んでいる。

いじめは、重大な人権侵害事象であるという認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

○名称「いじめ・不登校委員会」

○構成員

各学年代表、支援教育コーディネーター、生徒指導主事、通級指導担当、養護教諭、首席、教頭、校長

※ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

○役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 各取組の有効性の検証
- カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校委員会は必要に応じ適宜開催し、実態を共有し、支援の手立てを話し合っていく場とする。また事案によってはケース会議につなげていく。

職員全体で行う取り組みとしては、毎週火曜日の職員夕会時に、児童の様子について情報交換やいじめの未然防止に向けた取り組みなどについて報告を行う。

第2章 いじめ防止

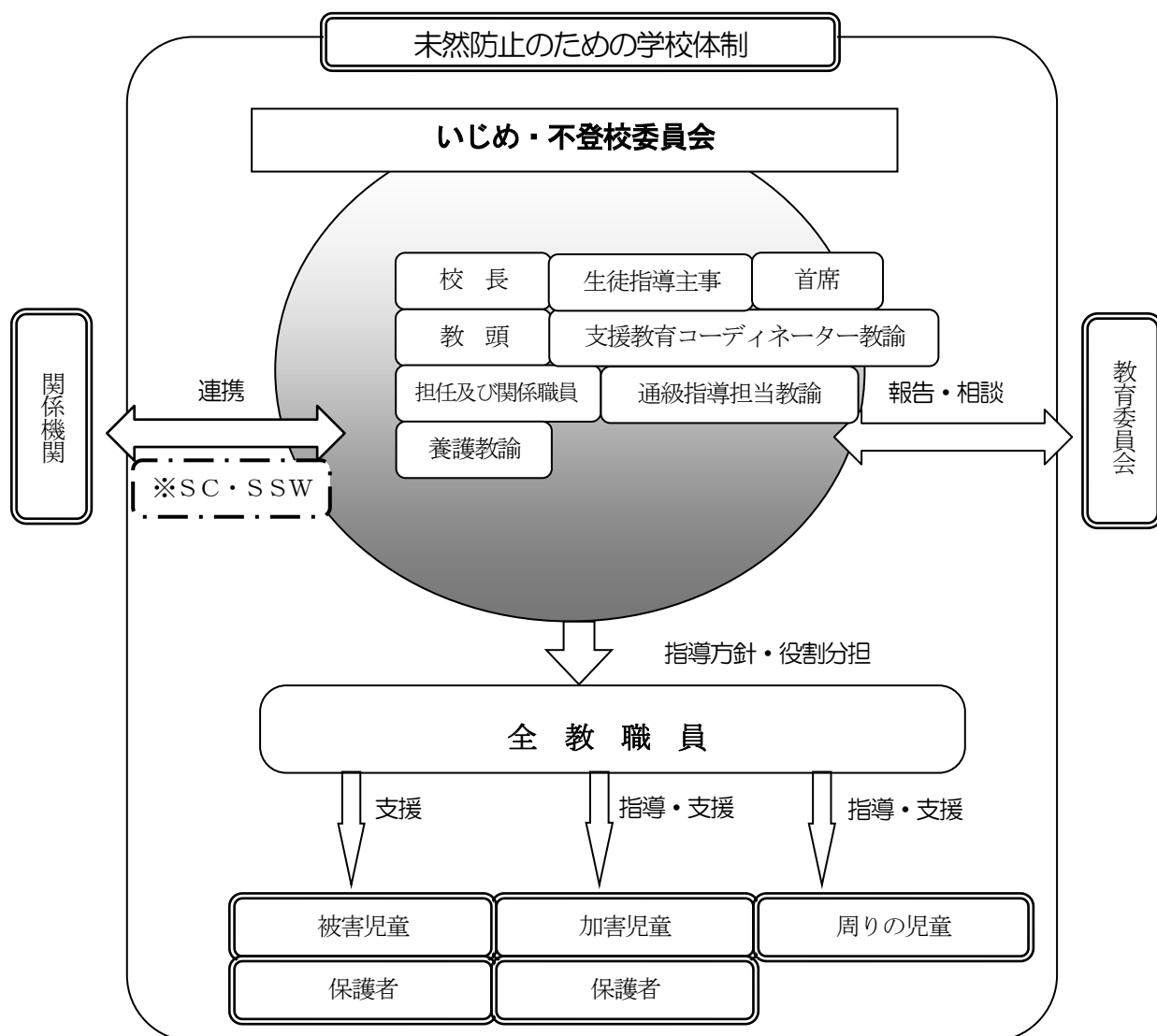
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そこで、本校では日々の児童の変化を見逃さず、全教職員でいじめを防ぐため、毎週火曜日、職員夕会時に情報交換を行い、いじめや児童の心の変化などの早期発見に努めている。

また、7月と3月の年2回、全教職員で情報交換や取り組みの検証、次の学期に向けた取り組みについて報告を行っている。（子どもを語る会）



2. いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

平素から教職員に対して校内研修や職員会議において「いじめの態様や特質」「原因・背景」「具体的な指導」について周知する。

児童に対しては、全校朝会・集会や学級活動において、校長や生活指導担当者、学級担任が日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」という指導を繰り返し行い、学校全体にいじめを許さない雰囲気を醸し出すことが大切と考える。教職員と児童のコミュニケーションを常に図り、具体的にいじめとはどのようなものかを示し、児童へのいじめに対する認識を深めさせる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とのコミ

コミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校教育全体において、道徳教育や人権教育を充実させ、体験活動や読書活動、音楽活動等の情操教育の推進により、児童の社会性を育むとともに、他の児童の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を認め、互いの人格を認め合う態度を養う。たとえ意見の違う相手にも、互いを認め合いながら解決していける力や、自分の発言や行動が、周りにどのような影響があるかを分かり行動できる力等、コミュニケーションを図る力を育てる。

③自己有用感や自己肯定感を育む取組み

異学年との交流や、異校種の子どもたちとの交流、家庭や地域の人々との交流に取り組む。児童が活躍でき、役に立っていることが実感できる、異学年交流や幼保こ小交流会では、年下の子どもから頼られることで、自己有用感が高まり、自信につながってくる。また地域の人々との交流（お祭り・ボランティア等）では、児童の活躍の場を設け、教職員や保護者だけでなく、多くの大人から褒められる体験により、自己肯定感も高められ、自己の成長を感じ取り、高めることができる。

④児童が自らいじめについて学び、取り組む方法

単に与えられた課題を、頭で考え答えを導き出すだけの学習ではなく、道徳や学級活動、児童会活動等において、自らが主体となって考える内容にしなければならない。

「見ていただけだから悪くない」といった考えではなく、そのような場面において、被害を受けている児童の気持ちを感じ取り、考える力と行動力をつけたい。教員が主導的になると、児童はやらされている感覚になるので、児童が主体的に行動し学んでいけるような支援を教員は心がける。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為を絶対に許さない態度を児童に示し、また、被害に遭っている児童へはしっかり寄り添い、教師との信頼関係の中で、相談できる環境を築くことが大切である。普段の学級経営の中で、児童の人間関係についての情報や、保護者からの情報を収集し、関係教職員と連携し、いじめ事象の発生・深刻化を防ぐことがいじめを許さない児童の意識を育成することになる。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底する。

2. いじめの早期発見のための措置

実態把握の方法として、各学期の節目に定期的なアンケートを行う。日常の観察として、毎週、火曜日に職員夕会の場で、児童の情報交換や日々全体での見守り活動を行う。学級においては、休み時間の児童とのコミュニケーションを密にとり、児童の様子に目を配ったり、日記の取り組み等を通して、交友関係や悩みを把握したり、児童がいじめを訴えやすい雰囲気を学級につくる。

定期的な教育相談としては、一・二学期末に個人懇談会や学習参観後の学級懇談会等があるが、児童とその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、保健室（養護教諭）や支援教育コーディネーター、通級指導担当、生活指導担当等、保護者が相談し易い窓口を用意し早期発見に努める。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じとったり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

児童や保護者への対応については、いじめの状況に応じて、外部機関とも連携し、支援の方法について検討し実施していく。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、即座に対応し傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

教職員は一人で抱え込まず、速やかに同学年の担任や生活指導主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ・不登校委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、被害・加害の保護者への連絡については、ケースによって家庭訪問等を実施する等、直接会い、より丁寧に行う。また、管理職が教育委員会に報告する。

3. いじめられた児童、又はその保護者への支援

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対して、徹底して守り通すこと、秘密を守ること等伝え、できるだけ不安を除去する。事態の状況に応じて、複数の教職員での見守りにより、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校委員会が中心となって対応する。状況に応じて、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導及びその保護者への助言

速やかまいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

いじめがあったことが確認された場合、関係する複数の教職員が指導にあたり、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。また、事実関係を聴取した後は、迅速まいじめた児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

教職員全体として、いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。また、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエ

ンパワメントを図る。その際、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワ
等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童
が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、そ
の箇所を印刷・保存する。いじめ・不登校委員会において対応を協議し、関係児童からの聞
き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、
当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応に
ついては、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応
する。また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習を推進
する。

第5章 その他

- いじめ防止の取り組みと合わせて、保護者理解と啓発のため、必要に応じ、PTAと協力して
講習会等を実施する。
- 地域において、児童の安全、安心のため、公民分館・校区福祉委員会・中学校区健全育成会・
民生児童委員等の協力を得て、校外での児童見守りの協力を依頼する。
- PTA行事や地域行事（地区体育祭・東豊台フェスティバル・夏まつり等）への児童の参加を
通して、健全な集団づくりに努める。